［略］	［略］
［略］	［略］
ただし、	ただし、同条第一項中「当該学校法人等の証明を受けた所定の請求書その他の書類を、当該学校法人等を経て、」とあるのは「所定の請求書その他の書類を」と読み替えるものとし、
［略］	［略］
第二十条第一項	
［略］	［略］
ならない。ただし、当該年金受給権者が転居したこと又は住居表示が変更されたことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	ならない
［略］	［略］
第二十条第五項	
［略］	［略］
ならない。ただし、当該繰下げ待機者が転居したこと又は住居表示が変更されたことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	ならない
［略］	［略］
第二十二条第一項（各号を除く。）	
［略］	［略］
ならない。ただし、当該年金受給権者が死亡したことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	ならない
［略］	［略］

［同上］	［同上］
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］
第二十条第一項	
［同上］	［同上］
転居したこと又は住居表示が変更されたこと	氏名を変更したこと、転居したこと又は住居表示若しくは個人番号が変更されたこと
知事等	地方公共団体情報システム機構
できるとき	できるとき及び年金の払渡金融機関が変更されたことにつき、事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるとき
［同上］	［同上］
第二十条第五項	
［同上］	［同上］
転居したこと又は住居表示が変更されたこと	氏名を変更したこと、転居したこと又は住居表示若しくは個人番号が変更されたこと
知事等	地方公共団体情報システム機構
［同上］	［同上］
第二十二条第一項（各号を除く。）	
［同上］	［同上］
知事等	地方公共団体情報システム機構
［同上］	［同上］